

仙台地方裁判所委員会(第32回)議事概要

1 開催日時

平成29年11月7日(火)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

(1) 委員

石神敏夫, 大井川貴彦, 加藤亮, 倉林千枝子, 櫻井浩, 志間俊雄, 島村浩昭, 庄子直, 鈴木健也, 大善文男, 天童睦子, 原谷守(50音順, 敬称略)

(2) 事務担当者

(刑事部) 田郷岡裁判官, 腰塚刑事首席書記官, 金澤刑事次席書記官, 増子裁判員調整官

(事務局) 池田事務局長, 吉岡事務局次長, 熊谷総務課長, 小野総務課課長補佐, 高橋総務課広報係長

4 議題

裁判員制度の運用状況等について

5 議事等

(1) 開会

(2) 委員の変動報告

大枝一雄委員, 佐藤俊昭委員, 橋本省委員が退任し, 板橋隆三委員, 庄子直委員, 鈴木健也委員が新任された旨を報告

(3) 議題「裁判員制度の運用状況等について」

ア 施設見学

裁判員裁判で使用する法廷及び評議室の施設及び備品を実地に確認し, 事務担当者において法廷内のディスプレイ操作をしながら説明を行った。

イ 説明

裁判員裁判の運用状況について, 田郷岡裁判官及び腰塚刑事首席書記官が説明を行い, 裁判員制度の広報活動について, 熊谷総務課長が説明を行った。

ウ 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回期日等

(1) 次回期日 平成30年5月15日(火)午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員, ●裁判所委員, □説明者)

- 仙台地裁における平成28年の選定人数は約1500人とのことだったが、母数が何人中の1500人か。
- 平成30年のものになるが、宮城県内で200万人弱である。そのうち、候補者に選ばれるのが約3300人であるから、だいたい590人に1人の割合である。
- 私の職場の職員は5000人程度なので、年に10人位は候補者になっている計算になるが、これまで候補者になったという職員の話聞いたことはない。
候補者になった方からさらに辞退する方がいるとのことだったが、辞退率とはどのような数値なのか。
- ◎ 出席率についても併せて説明されたい。
- 辞退率とは、個別の事件において選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた人の割合である。これには、辞退の申立てをしても裁判所が辞退を認めなかった人は含まれていない。辞退を認めるかどうかについては、候補者に選ばれたことのお知らせする書類の一つである調査票、個別の事件で選ばれて選任期日のお知らせする書類の一つである事前質問票、それから、選任期日の質問により判断する。
出席率とは、個別の事件において選定された候補者から、調査票により辞退が認められて呼び出さない措置をとったり、事前質問票により辞退が認められて呼出しの取消しをされた人を除いた人数、つまり、出席を求められている方のうち、現に選任期日に出席した人の割合をいう。
- ◎ 先ほどの説明からすると、出席するよう求められている方のうち、3分の1くらいの方は出席しないということか。
- そのとおりである。
- ◎ 出席率が低下し、辞退率は上昇しており、そのあたりが問題になってきているところでもあり、皆様から御意見を伺いたいと考えている。
- 配布されたパンフレットに説明はあるが、裁判員制度が必要とされる理由がよく分からない。この制度が導入された当時の議論で、裁判所は重大事件を国民に押し付けるのか、というものがあつたことも記憶しているところであるが、裁判員制度の制度理由が分からないのでお聴きしたい。そもそも国民は裁判を身近に感じたいものなのか。選ばれても出たくないという意見が増えているのは、裁判員制度が何なのか、というところから生じているように思われる。また、これが義務なのか何なのかということについても、広報活動が足りないのではないかという気もすること

から、制度理由の辺りをもう少しはっきり打ち出した方がいいのではないかと考えているが、いかがか。

- 制度導入前、裁判官だけで専門的にやってきて、裁判というものが全く分からないブラックボックスのようなものであると国民の皆さんに思われているという認識はあったのではないかと思う。そういったところに問題意識を持って国民の皆さんに裁判に参加していただくことで、まだ完全とは言えないものの、刑事裁判自体分かりやすいものになってきていると感じている。裁判員経験者に対するアンケート結果において、あまり参加したくないと思っていた方でも、やってみたら良い経験だったと感じていただけていることからすると、参加していただいた方々には裁判を身近に感じていただけたのではないかと考えている。実際に選ばれた方はまだ多くはないが、今後増えていくことで裁判をより身近に感じてもらえるようになるのではないかと考えている。

広報については更に取り組んでいかなければならない。

- ◎ 制度導入後、刑事裁判が変わってきたというところについて、もう少し伺いたい。
- かつては大量の証拠が出て、法廷では詳細を読み上げず、裁判官が執務室で読んで判断していた。精密司法と言われ、細かいことまで裁判官が読み込んで読み込んで判断を下す、ということがなされていて、それ自体、良い面もあったと思うが、少なくともどのように判断がなされているのかということについては、外からは見えにくいところがあったと思う。そこを、核心司法として、ポイントとなるところに絞って、法廷で証拠を見聴きして、判断することで、できるだけ判断の経過が外から分かるように変えていこうということになった。実際に、証拠が絞られて、必要な証拠に絞って法廷で心証を取ろうという形になって、以前の裁判記録と、今の裁判記録は全く別物と言ってもいいほど、変わってきている。もちろん、判断の精度を落としてはいけないところなので、証拠の整理にはかなり気を遣っている。裁判員制度が実施されたことで、裁判の在り方が変化しているという実感がある。
- 極刑を判断しなくてはならない重大犯罪のときに、これまでは大量にあった証拠が、簡易なものになっていくということで、裁判に対する信頼は欠如しないのか。
- これまで大部だった証拠が本当に必要な証拠だったのか、という問題だと思う。以前の裁判記録を見ると、次々に証人尋問を行っているが、何のために呼んだのかよく分からない証人がいたりして、それが、判断に資するものなのだったのかというとそうでもない、ということも、どうもあったようである。裁判員裁判の場合、本当に必要な証拠は何かということ、審理に入る前に、検察官及び弁護人が検討して、証拠を絞って、裁判を分かりやすいものにしており、逆に、本当に大事なところに目が向きやすくなって、精度は上がっているのではないかと感じることもある。重大犯罪だからといって、必ずしも核心の証拠は多くないということもあり、証拠の量が減ったからといって精度が下がるということはないように感じる。

- そうであれば、一般国民が裁判員制度に参加するということの意義が逆転するような気がする。裁判の進行のスピーディー化等の理由があるから、国民も入って分かりやすく簡潔にやるということであれば分かるが、今の説明だとそれだけが目的ではないように思われ、どこに裁判員制度の目的があるのか曖昧に感じてしまう。どうしても必要であれば、広報のやり方を考えた上でやらないと、なかなか国民の理解は得られない。選ばれても、辞退を希望する人がどんどん増えていくような気がする。
- 裁判を身近に感じられる、ということについて、望んでいません、ということであればそれまでだが、配布のあったパンフレットには、裁判の進め方やその内容に国民の視点や感覚が反映される、との記載がある。私が刑事事件を担当していた20年以上前には、国民も、専門家が決めたことだからということで納得していて、それはそれで良いという意見があったと思うが、一方で、感覚が違う、どういう風に決めてこういう結論になるのか、というような意見も一部にはあり、そういう意見も拾って、国民の負担にはなるが、市民の感覚を刑事裁判でも入れる必要があるのではないかと、という辺りから制度導入の議論が始まっていたような気がする。
- 日本の裁判に、一時期、陪審制度があったが、それ以来ずっと陪審制度はない。アメリカは長い伝統があって文化の基礎にそういうものがあったが、裁判員制度は、国民の側から、そういう司法制度改革をやってほしいという声があってなされたわけではなくて、司法制度改革の一環で、法曹三者によって、開かれた裁判という名の下に、国民のニーズとは別に導入されたというところが、根本的に、一般国民がなじめないところなのではないか。確かに、素人の視点を入れて、裁判を進めるということは非常に大事だと思うが、ただそういうことになると、今までの裁判は何だったのかということになって、裁判官は、これまで検察官の主張を鵜呑みにして判決を書いていたのか、ということにもなりかねないと思う。この話は、一般市民からのニーズというよりも、法曹三者のニーズということで導入されたために、先ほど説明にあった裁判が変わったとか、市民の視点が入った判決になったとか、そういう認識を持って、広報の問題もあるかと思うが、ニーズのずれ、それが根本的にあるような気がする。この問題を突き詰めていかないと、なかなか負担ばかりで大変だ、ということになってしまう。例えば9人が遺棄された事件、誰が裁判員やりますかといったときに、いや、ちょっと嫌だ、という話になりかねない。それをクリアできるだけの大義名分というか、そういうものが、一般市民に降りてきていないというところに問題があるように思う。
- 出席率の話で、出席を求められている方のうち、約3割の方が出席しないとのことだったが、出席しなくてもそのままなのか。
- 無断で出席しなかった場合には、過料に処することができる制度にはなっているが、実際には、おそらく例は無い。

○ 人手不足であったり、高齢化については、今後、よりそういった社会構造への変化が進んでいく中で、それが辞退理由となるときに、それをどのように解決する予定なのか。

また、市民感覚の部分についてであるが、裁判員による判決はそのまま確定しているのか、上級の裁判所に上がっているのか。上級に上がって裁判官だけの裁判になったときに、量刑が変わることはあるかと思うが、極端な話、無罪が有罪になる件数はどのくらいあるのか。

□ データは持っていないが、控訴、上告という形で高裁や最高裁に不服を申し立てる手続があり、実際に、仙台では、3割程度、そういった申立てがなされている。裁判官だけで行う高等裁判所の裁判で、地裁で行った裁判員の判断をひっくり返すということについては、様々な議論があるところだが、基本的には、高裁や最高裁というのは、地裁の判断が不合理ということであれば、ひっくり返したり、差し戻したりしないということになる。確かに、裁判員裁判の地裁判決が高裁で破棄されたという報道等はある、そういう事案はいくつかあるものと考えますが、逆にそれ以外、一審の判断が維持されているものと思う。ほとんどの事案は、一審が維持されて確定しているのではないかと思う。

◎ 基本的に、裁判員裁判では、地裁の判断を尊重して審理するのが控訴審の立場である。地裁の判断が不合理な場合にはもちろん判断が変わることがあるが、高裁で、有罪から無罪、無罪から有罪に変更された件数はかなり少ないのではないかという感じがする。

○ 裁判員に選任されたときに、拘束される日程というのは、どの段階で分かるのか。

□ 個別の事件に選ばれたことをお知らせする時点で、審理のために裁判にお越しいただく日にちを特定して通知を出していることから、それで、いつ拘束されるのかということは分かる。

○ それによって、自分の家庭環境を前提に辞退を検討できるということか。

□ そのとおりである。

◎ 裁判が身近になるというところでは、裁判員制度が始まったことで、裁判も変化してきていると言われているようである。例えば性犯罪の事件の刑が重くなっているとか、執行猶予が出る事案が広がっている、執行猶予になる事案でも保護観察といって、猶予の期間中、保護司を付ける事件が増えている等、内容面でも少し変わってきていると言われているようである。

○ 10年ほど前に、裁判所からの依頼で委員になって、裁判員制度のグッズをたくさん渡されて、制度について広報してほしい、発言してほしいと依頼されたことがあった。最初は、その委員会では、負担感についての議論が多かったが、裁判所の説明を聞いているうちに、市民感覚が、確かに司法には足りないのではないかとい

うことを大いに勉強させてもらった。今のような、性犯罪に対しての市民ベースの感覚、あるいは老若男女交えてという感覚が、司法に不在ではないかというようなことがあったが、これが裁判員制度の導入によって少しでも改善されたのであれば良いのではないかと考えている。

制度が開始された頃は、別の地方で勤務していたが、1年に1度は、裁判員制度で選ばれたという理由で授業の公欠の申請をする学生がいたことを考えると、当時は、よりアピーリングで、学生も参加する意欲があったのではないかとと思う。そのことからすると、広報活動は非常に大事ではないか。

仙台地裁において、裁判員裁判を導入したことで、良い方向に変わったという事例があれば教えていただきたい。

- 劇的に何か変わったというところは申し上げられないが、司法に対する理解が進んでいるように感じる。参加する前は消極的だった方が、経験した後では、やりがいがあったとおっしゃっている。実際、参加する前に、その話は裁判所が作ったものではないか、とおっしゃっていた方が、実際やってみたら、なるほどそのとおりだ、とおっしゃられたことがあった。そのくらい、体験していただくと、良い経験だということが御理解いただけていると思う。そのようなところが今、参加された方についてはどんどん進んでいる。あるいは、そういった感想を持った方の話が、職場等で少しずつ口コミで広がっているのかなというのがある。

もう一つは、そもそも刑事訴訟とは何なのかというと、本来、直接主義、口頭主義が採られていたものである。法廷で証人が直接話をする、それで心証を取るという核心司法だったものが、いつの間にか、書面中心主義になってしまって、精密司法になってしまっていた。それをもう一回、刑事訴訟法本来の核心司法に戻そうということで、裁判官の裁判がそもそも悪いというのではなかったが、書面を読み込むということを裁判員の方に期待するわけにはいかないのだから、口頭主義、直接主義で、しかも内容を絞って、核心に絞って審理をする、ということをやることにした。証拠が書面に出てくるということはなくなって、争いがない事件でも直接証人をお呼びして、お話を聴くことになり、刑事裁判が大きく変わったと感じている。

- ◎ 昨年の最高裁の調査によれば、出席率の低下、辞退率の上昇の原因として、審理予定日数の増加傾向、人手不足や非正規雇用の増加といった雇用情勢の変化、高齢化の進展、そして裁判員裁判に対する国民の関心の低下などが挙げられたところである。この辺りについて、どう裁判所として対応すべきか。一つには広報があるかもしれないが、それも含めて御意見を伺いたい。
- 日当はどのようになっているか。
- 時間によって違っているが、1日最大で、1万円である。候補者の方の中には、そのような安い日当ではやっていられないという方もいる。
- 時給にしてはどうか。

- 1日の拘束時間は、午前9時半頃から午後5時頃までとさせていただいている。
- もう少し報酬があれば違うのではないか。
- 私の勤務先では、この制度が始まったときに、就業規則を変えて、裁判員として呼ばれた場合についての別枠の年次有給休暇を作った。非正規の部分、報酬の関係については、各企業体で全部整備されているわけではないと思うので、そういうところが一つのきっかけになってくるのではないか。

高齢化の関係は非常に難しいと思うが、意識の話でいうと、裁判員制度自体の目的が一般人の感覚をもっと裁判に入れていきたいというところからすると、私個人としては、もう少し法整備をしっかりとっていく必要があるのではないかと考えている。例えば、高速道路で車を止めさせて2人が亡くなった事案でも、危険運転致死罪を適用するかどうかをすごく悩む。市民の感覚からすれば、もっと重罪にならないとおかしいと思うけれども、昔からの感覚でいくと法律はこうだから、ということでその範囲内の量刑になっていると思う。それが、市民からするとずれていないかということである。重罪を扱うときに、裁判員裁判の方が、重めに結果が出て、二審でひっくり返されたりすると、何だったのか、と思うことにもなってくると思うので、市民と肌感覚を近づけていくのであれば、その手当ても必要になってくるのではないかと思う。

- ◎ 参加しやすい環境の整備といったところについてはいかがか。
- 育児が辞退の理由になっているところ、仙台地裁では、保育所の枠を取っているとのことだったが、無料ではなく自己負担とのことなので、このくらいはサポートしてもいいのではないか。

断らなくてもいい環境整備が必要だ、という意見に賛同する。

- 本日配布のあった資料を見ると、裁判所は、市民の方に気を遣って、なるべく負担を掛けないようにだとか、できるだけ参加してもらえるように呼びかけたりだとか、やれることはかなりやっているのではないか。根本的には、国民が最初に望んだものではないというところから入っていて、9人が亡くなった事件については、周りで聞いた話だと、誰に聞いても絶対、裁判員に当たりたくないと言っている。審理で衝撃的でないようにとか、いろいろ気を遣って裁判所でできる最大限の事をやっても、初めの段階で絶対やりたくないということで確信的に思っている人が多いとした場合に、そこから根本的にどうにかしないといけないとすると、裁判所だけでどうにかできる話なのか、本当は国民的な議論のようなものがないと、私がどうしてそんな負担を負わなくてはいけないのか、と思っている人が多いので、最初は行きたくなかった、でも行き掛かり上、やってみたらよい経験だったというところに収まっているのではないか。
- 裁判員に選任されればいつでも協力できる、という方が登録できるようにするとということも考えられるのではないか。

- ◎ 裁判員制度の広報についても、御意見を伺いたい。
- 一般的な漠然とした広報を今やってもあまり浸透しないと思う。企業に行って、従業員が候補者に選ばれたときに、裁判員になるように勧めるまではいかなくても、「十分な手当があるので、やってこい。」と言ってくれるようなことを企業にやってもらえるような働きかけを行う、といったような地道な、絞った形での広報活動をすべきではないか。
- 制度導入当初は、大分メディアを利用していたかと思う。マス媒体を使うというのは一番浸透する方法だと思う。そういうところに出ないと、特に、若い世代、30代、40代にはなかなか伝わらないのではないか。